

「産業別高齢者雇用推進事業（令和5年度開始分）」のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当機構は、厚生労働省所管の独立行政法人であり、とりわけ当課では、高齢者雇用の支援の一環として、産業別に事業を委託し高齢者雇用を推進する「産業別高齢者雇用推進事業」を実施しております。現在までに92業種もの多くの産業別団体に当事業の実施を頂いているところです。

少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少しつつある現在、経済・社会の活力を維持するためには、多様な人材の活用が不可欠ですが、特に、豊かな経験・知識を持ち、働く意欲のある高齢者において、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整え活用していくことが一層不可欠となっております。更に、政府の動きとして、令和3年4月より、各企業に70歳までの就業機会確保措置を講ずる努力義務が課せられる改正高齢者雇用安定法が施行されたところであり、これら措置への実施努力が求められるところでもあります。

こうした背景も踏まえ、当事業は、労働者の高齢化の状況や高齢者雇用に関する諸条件が産業毎によって異なる点を考慮し、産業別団体毎に事業を委託して実施しております。具体的には、当該産業における高齢者雇用の現状・課題を調査把握し、それら方策に取り組むための産業別「ガイドライン」を策定して頂き、それを会員企業へ普及啓発を行って頂く事業であり、ひいては、当該産業における高齢者雇用の推進や人手不足の解消、高齢人材の戦力化など当該産業全体の活性化に繋げていくものであります。そのための支援を当委託事業により実施させて頂いております。

実際に、策定した産業別「ガイドライン」を活用された企業の、一定期間経過後のお声としまして、例えば、定年制や継続雇用制度及び人事評価制度や、多様な勤務形態の導入、能力開発制度や技能継承、作業環境の改善、安全衛生・健康管理対策の強化、職域の開発等に関して見直した、あるいは見直すきっかけに役立ったとの意見を頂戴しており、また、会員企業に対する調査からは多くの貴重な好事例や先進事例の把握もできたとの意見も聞かれるところです。

つきましては、当事業の内容について別添のとおりご案内させていただきますので、ご一読の上、関心をお持ち頂いた場合は、下記までお問合せ頂ければと存じます。（事業詳細や応募スケジュール等のご説明をさせていただきますので、なるべく早いうちのご連絡を頂けると誠に幸いです。）

以上、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

【参考】

産業別高齢者雇用推進事業（委託事業）

- 契約期間：2年間
- 委託費用：各年度1千万円を上限
- 公募時期：令和5年1月より公募（予定）
- 実施時期：令和5年4月より実施（予定）

【問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

雇用推進・研究部 産業別雇用推進課

課長 浮地 和宏（うきち かずひろ）

（住所等）

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3（障害者職業総合センター内）

E-mail: tkjyosa@jeed.go.jp

TEL: 043-297-9530 FAX: 043-297-9550

URL: <http://www.jeed.go.jp>

産業別高齢者雇用推進事業の概要

事業の背景について

我が国では、急速に高齢化が進行しています。令和3年版（2021年版）高齢社会白書によると、我が国の高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口の割合）は28.8%に上昇し、世界の主要国で最高水準となっています。今後も高齢化は一層進行し、最新の人口統計では2065年の高齢化率は40%近くに達する見込みです。こうした中で、中長期的には、労働力人口の減少が見込まれることから、高齢者が長年培った知識・経験を十分に活かし、社会の支え手として意欲と能力のある限り活躍し続ける社会が求められています。

我が国は「超高齢社会」へ

生産年齢人口（15～64歳）の減少
と高齢化の進展

労働力人口
の減少

対策

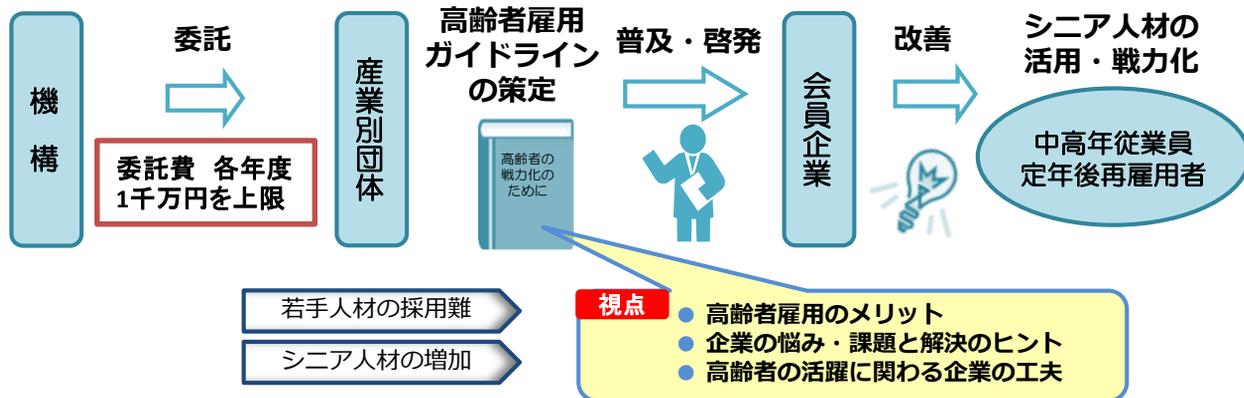
「改正高齢者雇用安定法施行」（R3）
～70歳までの就業機会を確保～

高齢者の長年の職業経験や高い専門能力、
就業意欲を活用して組織を活性化！

（生涯現役社会の実現）

当事業について

産業毎に、労働力の高齢化の状況や、置かれている経営環境、求められる労働者の性質、形態が異なります。そうした諸条件の差異を考慮し、産業別団体内に推進委員会を設置し、高齢者雇用に関する具体的な実態把握や課題解決の方策・提言について検討を行い、ガイドラインとして取りまとめ、普及啓発を行います。



事業の流れについて

※スケジュールは一例です。

1
年
次
目

- 高齢者雇用推進委員会の開催（年5回程度）
- 基礎データの収集（アンケート調査、ヒアリング調査等の実施）
- 事業報告書の作成（中間報告書）

2
年
次
目

- 高齢者雇用推進委員会の開催（年3回程度）
- ガイドラインの策定（会員企業等への配布）
- 普及啓発活動の実施（高齢者雇用推進セミナー等の開催）
- 事業報告書の作成（最終報告書）

ガイドラインの内容

テーマ設定（例）

制度面の改善

例) 継続雇用、勤務形態、賃金・処遇等

能力開発の改善

例) 次世代との関係性の構築、教育訓練、技能伝承等

作業施設等の改善

例) 体力負荷軽減、視力等低下対策、ヒヤリハット等

新職場・職務の創出

例) 事業の多角化・拡大、新規事業創出等

健康管理・安全衛生

例) 生活習慣病予防、メンタルヘルス、安全対策等

定年前の準備支援

例) キャリアパス・ライフプラン研修、面談等

他業種のガイドラインの紹介（令和3年度策定）

令和2年度から令和3年度にかけて、当事業を実施した3団体のガイドラインを紹介します。

○患者等給食業（公益社団法人 日本メディカル給食協会）

「患者等給食業 高齢者の活躍に向けたガイドライン ～高齢者の活躍で安全・安心な食事の提供を～」

病院などにおける治療の一環として、患者へ食を提供している患者等給食業では、少子高齢化に加えて慢性的な人員不足や若年層の雇用定着の課題などがあり、高齢従事者は貴重な労働力となっています。このような背景のもと「高齢者の活躍による安全・安心な食事の提供」を持続可能なものとしていくために、各社の高齢者雇用施策の検討に役立てることを目的として、5つの視点をもとに取り組みのポイントや具体的な課題、参考となる事例等を整理して提示しています。



○廃食用油リサイクル業（全国油脂事業協同組合連合会）

「廃食用油リサイクル業における高齢者活躍に向けたガイドライン」

全国油脂事業協同組合連合会は、食品製造業、食品小売業、外食産業などから発生する廃食用油を適正に食品循環資源として再生利用することを促進しています。本ガイドラインでは、従業員の高齢化の波が押し寄せている廃食用油リサイクル業界でさらなる高齢者の活躍が求められる背景を示したうえで、各社が高齢者の活躍を推進しながら競争力を高めるために取り組むべき課題や方向を6つの指針として紹介しています。内容を深く理解できるように、アンケート調査結果を「企業の意見」、「従業員の意見」として取り上げるほか、従業員の高齢化問題に取り組んでいる他業界の事例も紹介しています。



○保育サービス業（公益社団法人 全国保育サービス協会）

「保育サービス業 高齢者の活躍に向けたガイドライン シニア人材の強みを保育施設の運営に生かす」

公益社団法人全国保育サービス協会は、保育サービス業のなかでも施設型保育をになう保育施設においてシニア人材を雇用し、その強みを生かすための方策について検討しました。高年齢者雇用安定法の改正を機に高齢者活用の機会は一層拡大していくことが見込まれます。このような背景のもと、70歳までの就業と組織の持続的発展を旨とした基盤として、組織としてあるべき姿の浸透とマネジメント力の強化が必要であるとしています。この基盤のもと保育サービス業におけるシニア人材の一層の活躍のための6つの指針を示しています。



他業種のガイドラインの紹介（令和2年度策定）

令和元年度から令和2年度にかけて、当事業を実施した2団体のガイドラインを紹介します。

○工業炉製造業（一般社団法人日本工業炉協会）

「高齢者の活躍に向けたガイドライン —高齢者の活躍を企業成長に生かす—」

安定的な労働力の確保が課題となっている工業炉製造業では、従業員が安心して活躍できる場の整備・拡充を図ること、長年の職業人生を通して蓄積してきた技術や経験、知識をもつ高齢者のさらなる活用が不可欠です。業界各社が高齢者の活躍を推進しながら競争力を高めるために取り組むべき課題や方向を5つの指針にまとめています。



○葬儀業（全日本葬祭業協同組合連合会）

「葬儀業における高齢者活用推進のためのガイドライン ～高齢者の活用による業務スタイルの変化への対応～」

葬儀業においては、中長期的に見れば働き手が不足するなかで、人材の確保は事業の継続・発展を左右する経営課題であり、高齢者の活用を図る必要があります。高齢者の活躍を経営パフォーマンスにつなげるための企業の取り組みを紹介しつつ、今後の葬儀業における発展的な高齢者活用に向けて、新たに業界として推進していくべきポイントを整理しています。



令和4年度の事業実施団体

現在、11団体（1年次目：5団体、2年次目：6団体）が本事業に取り組んでいます。今年度は、2年次目の6団体がガイドライン策定予定です。

～取組団体～（産業分類番号順）

【1年次目】

- ①一般社団法人組込みシステム技術協会
- ②一般社団法人日本倉庫協会
- ③一般社団法人日本在宅介護協会
- ④公益社団法人全国民営職業紹介事業協会
- ⑤一般社団法人全国警備業協会

【2年次目】

- ①一般社団法人日本電工業連合会
- ②一般社団法人日本機械土工協会
- ③一般社団法人全国基礎工事業団体連合会
- ④一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
- ⑤一般社団法人日本歯車工業会
- ⑥一般社団法人全国食品リサイクル連合会

取り組み業種について

これまでに92業種（104件）のガイドラインを策定しています。（R4.3.31現在）内容は当機構ホームページでもご覧いただけます。

⇒ <https://www.ieed.go.jp/elderly/enterprise/guideline/index.html>

主な取組み業種

建設業関連	製造業関連	情報通信業関連	卸・小売業関連	サービス業関連
建設、基礎工事、とび・土工工事、機械土工工事、建設揚重業 等	パン、製紙、鍛造、自動車車体、漬物、バルブ、工作機械、工業炉 等	情報サービス、組込みシステム、コンピュータソフトウェア 等	食料品小売、百貨店、専門店、アパレル・ファッション 等	ホテル、旅行、保育サービス、製造請負・派遣、ゴルフ場、葬儀 等

利用者の声

高齢者雇用推進セミナー受講者の感想です。

これら以外にもガイドラインをご覧になった多くの皆様からご好評をいただいております。

製造業
/管理・監督者



「規程の整備のみではなく、配慮、能力開発、意識改革など、会社が考えておかなければならないことがよく分かりました。」

サービス業
/経営者・役員



「企業事例が大変参考になった。まだ取り組んでいない事例も多数あり、今後の会社運営に活かしたい。」

情報通信業
/管理・監督者



「手引きはしっかり読み込んで参考にしたい。同業界の社でも企業規模によってはポイントが違ってくるのも良かったです。」

卸売・小売業
/管理・監督者



「年齢別のキャリア面接などの中でガイドブックを活用し定年に向けた従業員の事前準備に対する動機づけに活かしていきたい。」

医療・福祉業
/従業員



「アセスメントシート、目標管理シート、従業員の業務遂行チェックリストなどの例が役立つと思います。」

<参考> 委託契約までの流れ

- 1月上旬～下旬 : 事業実施団体の募集（公募）
- 2月中下旬 : 事業実施団体の決定及び結果の通知
- 3月下旬まで : 2年間の実施計画の作成
- 4月中旬～下旬 : 委託契約の締結

事業の実施

※昨年度実績を基に作成したものであり、変更の可能性あります。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用推進・研究部 産業別雇用推進課

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

Tel.04 3-297-9530 <https://www.ieed.go.jp/>